観光文化交流局

課長補佐設置規程(令和6年名古屋市達第2号)の一部を次のように改正する。

令和6年10月16日

名古屋市長職務代理者

名古屋市副市長 中 田 英 雄

次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正前	改正後
第1条 名古屋市事務分掌条例施行細則(第1条 名古屋市事務分掌条例施行細則(
平成12年名古屋市規則第8号)第1条の	平成12年名古屋市規則第8号)第1条の
課に次の組織を置く。	課に次の組織を置く。
(略)	(略)
観光文化交流局	観光文化交流局
(略)	(略)
観光交流部	観光交流部
(略)	(略)
MICE推進課	MICE推進課
(略)	(略)
課長補佐(国際会議場機能強	課長補佐(国際会議場機能強
(上)	化) <u>(2)</u>
(略)	(略)
2 • 3 (略)	2 • 3 (略)

附則

この達は、令和6年10月17日から施行する。